

伊予市

補助金等の取り扱いに関するガイドライン（案）

令和 年 月
伊予市

構 成

1 はじめに

- ・ 合併後の伊予市集中改革プランに基づく補助金等の見直し基準を策定（平成18年11月）した。
 - ・ 平成19年から補助金等審議会を3年間開催し、個々の補助金の見直しを行った。
 - ・ **【課題】** 市として補助金等の交付に関する統一的な基準を設けていない。条例や規則のほか、各課で規定する要綱で運用している。真に必要な補助金かどうかの判断は、各課による判断となり、公正な判断とは言い難い。
 - ・ 補助金の必要性・公益性・有効（効果）性・公平性を確保するために、統一的な基準を定めた「補助金等の取り扱いに関するガイドライン」を策定する。
 - ① 既存の補助金の必要性を見極める。
 - ② 新規の補助金要望についても、統一的で明確な基準で運用する。
 - ③ 市民への明確な説明責任を果たす仕組みを作る。
- ※ 補助金の交付基準を定めると、既にある見直し基準との対極となるため、見直し基準を包括したガイドラインとする。

2 補助金に関する基本情報の定義

- ・ 補助金の定義
 - ① 歳出予算における「負担金・補助金及び交付金」
 - ② 補助金についての説明
- ・ 補助金執行手続きの流れ
 - ① 予算計上-交付申請-審査・交付決定-補助金の請求概算払振込-事業実施
 - ② 事業完了-実績報告-（履行確認）-補助金額確定-補助金請求・振込、精算
- ・ 補助金の性質別分類

大分類		小分類		説明
制度的補助金		国・県等の制度に基づく補助金		国・県等の制度に基づいて補助するもの
政策的補助金	個人補助金	政策的に個人に給付する補助金		社会情勢や少子高齢化対策等、政策的判断等により個人に対して補助するもの
	団体補助金	団体運営費補助金		団体等が実施する事業に公益性があると認定した上で、その団体等の運営に必要な基礎的経費を補助するもの（公益上必要とされる業務を執行している団体への財政支援）
		事業費補助金	イベント補助	公益的なイベント、又は市が実施主体の一員として開催するイベントの実施に対して補助するもの
			建設事業費補助	公益上必要となる施設等の建設、修繕、整備等について補助するもの
その他事業費補助	公益上必要となる事業の実施に対して補助するもの又は市の施策推進のために必要とされる特定事業の実施に対して補助するもの			

・補助金交付に係る課題

- ①補助金の具体的な使途・費用が見えない。必要性も見えない
- ②飲食中心の補助事業が見られる。
- ③ずっと出し続けている補助金がある。
- ④少額の補助金がある。 など

3 補助金交付判断基準、見直しの視点

・補助金の交付判断基準

- ①必要性-補助の目的は明確か。目的を達成するための内容か。
- ②公益性-広く市民生活の向上に寄与しているか。
- ③有効（効果）性-補助の効果はあるか。
- ④公平性-既得権益になってないか。同様の事業実施団体と比べ公平か。
- ・補助金額算定根拠の明確化を行う。
 - ①団体運営費補助であれば、実施団体の全体収支の提出を求める。
 - ②事業費補助であれば、実施団体の全体収支及び補助金に係る収支を求める。
- ※ 活動費に占める補助金の割合や団体の資産状況により補助金支出部分が明確になる。どの区分の補助金まで求めるか整理する。
- ・新たな視点
 - ①補助金申請時、実績報告提出時に事業の目的や申請理由、事業効果を明記する。
 - ②透明性を確保するため、①の内容も含め、市のホームページなどでの公開を前提とする。
 - ③目的が達成された場合や長年の補助が続かないよう、終期を明確化する。
 - ④市の依頼が基本の補助金は、委託料等へ振り替える。
 - ⑤定額の補助金支出ではなく、補助対象経費及び実績に基づく費用に対する比率（1/2 以内など）とする。
- ・見直し基準（前回の見直し基準の修正版）に基づく、廃止・縮小・整理合理化等の見直しを進める。
- ・各課の判断に留まらないよう、予算要求時にチェックシート（要検討）を作成し、財政担当課に提出する。補助金の目的や種類、終期や根拠などを明記する。公表を前提とした資料とする。
- ・各課の要綱について、新たに策定する場合は、ガイドラインに沿って作成することとする。既に策定されている要綱については、ガイドラインに沿った修正をすることとする。また、社会状況の変化を考慮し、定期的な要綱の見直しを行う。
- ・補助金等審議会による定期的な審議を行い、補助金支出、運用管理の適正化を図る。
- ・補助金の情報公開については、市民に広く情報が行きわたるよう検討する。